

足立区中小企業者対象 事業承継促進支援助成金

申請受付期間：令和7年4月1日～令和8年1月30日

※以下は概要です。お申し込みの際は、必ず募集要項をご確認いただくとともに、
足立区マッチングクリエイター等の面談（要予約）を受けてください。

概要

区内で5年以上事業を営んできた中小企業者又はその者から事業を譲り受けた区内中小企業者が、事業承継を契機として行う設備導入や店舗改修、販路開拓のための販売促進活動等に要する経費の一部を助成します。

この助成金の申請にあたり、あらかじめ【事業承継計画書・事業計画書】を作成し、足立区マッチングクリエイター等の審査を受けていただく必要があります。

助成対象事業

- 生産力・販売力・集客力等の向上を目的として行う設備購入（区内の事業所、店舗に設置する場合に限る）
- 老朽化による設備の更新（区内事業所・店舗における入れ替えを伴う設備購入）
- 販路拡大を目的とした販売促進に係る経費

助成内容

助成名	対象経費	助成率等		
		助成率	助成限度額	
事業承継促進 支援助成金	競争力強化等のための 設備投資等経費	1 / 2	製造業等	2 0 0 万円
			その他の業種	1 0 0 万円
	販路拡大のための販 売促進経費		製造業等	5 0 万円
			その他の業種	

※その他の業種とは「卸売業、サービス業又は小売業」を指します。

助成対象者

次に掲げる要件を全て満たす中小企業が対象です。

- 中小企業基本法に規定する中小企業者であること。
- 区内に本社（法人は登記上の本店所在地、個人事業主は主たる事業所）があり、5年以上、区内で事業を営んでいる者又はその者から事業を譲り受けた者であること。
- 申請時において3年以内に、区内中小企業者へ事業を譲り渡す予定又は事業を譲り受けてから3年を経過していない区内中小企業者であること。
- 事業承継後も引き続き区内で事業を営む意向があり、あらかじめ事業承継計画書を作成し、足立区マッチングクリエイター等の審査を受け適当と認められていること。
- 企業合併・買収等の第三者承継（M&A）ではないこと。
- 法人住民税及び法人事業税又は特別区民税・都民税及び個人事業税を滞納していないこと。
- 大企業や反社会的勢力等が経営に関与していないこと。
- 風俗営業等を営む事業者でないこと。
- 対象経費について、区、国、東京都、公社その他の団体が実施する補助金の交付を受けていないこと。

問い合わせ先：足立区 企業経営支援課 相談・融資係【区役所南館4階】

（面談予約先） ☎03-3880-5486 📠03-3880-5605 ✉kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

手続きの流れ

申請者

区

マッチングクリエイター等

申請者：申請前相談、事業承継計画書作成

・マッチングクリエイター等と事業承継に関する面談を受ける
・マッチングクリエイター等の指導・助言に基づき『事業承継計画書・事業計画書』作成（初回面談～『事業承継計画書』完成まで数か月要する可能性あり）

マッチングクリエイター：『事業承継計画書』承認

完成した『事業承継計画書・事業計画書』の内容を確認し、承認する。

申請者：交付申請

助成金交付申請書、承認を得た『事業承継計画書・事業計画書』、見積書等、必要書類を揃えて区へ申請 提出期限：令和8年1月30日（金）まで

区：申請内容審査

申請者より提出された書類の審査

マッチングクリエイター：現地調査

必要に応じてマッチングクリエイター等が事業所を訪問し、提出された『事業承継計画書・事業計画書』の内容に相違ないか確認

区：交付決定

マッチングクリエイター等による現地確認の結果、適当と認められた場合、助成金交付決定通知書及び実績報告書等必要書類を申請者に発送

申請者：事業承継計画実行

区からの助成金交付決定通知書受領後に納品を受け、設備導入経費や販路拡大のための販売促進経費を契約先に支払い

申請者：実績報告書を区に提出

設備導入経費や販路拡大のための販売促進経費の支払い完了後、実績報告書を区へ提出 提出期限：令和8年2月27日（金）まで

マッチングクリエイター：実績報告内容審査・現地確認

マッチングクリエイター等が事業所を訪問し、申請者から提出された実績報告書の内容に相違がないか確認

区：助成金交付確定

マッチングクリエイター等の現地調査結果、助成金の交付が適当と認められた場合、助成金交付確定通知書及び助成金請求書兼口座振替依頼書発送

申請者：請求書を区へ提出

助成金請求書兼口座振替依頼書を区へ提出 提出期限：令和8年3月31日（火）まで

区：助成金支払い

申請者から提出された助成金請求書兼口座振替依頼書受領後、助成金支払い

マッチングクリエイター：事業承継進捗確認及びフォローアップ

助成事業完了後3年間、マッチングクリエイター等が事業承継の進捗確認及びフォローアップを行う